（略）		
		腎機能検査（尿中の三・三′―ジクロロ―四・四′―ジアミノジフェニルメタンの量の測定については、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）

別表第四（第三十九条関係）

業務	項目
（略）	
三・三′―ジクロロ―四・四′―ジアミノジフェニルメタン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	一・二　（略）
（略）	

（二十六）

別表第五（第三十九条関係）

一～六の三　（略）

七　三・三′―ジクロロ―四・四′―ジアミノジフェニルメタンを含有する製剤その他の物。ただし、三・三′―ジクロロ―四・四′―ジアミノジフェニルメタンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

七の二～十六　（略）

（略）		
		腎機能検査（尿中の三・三′―ジクロロ―四・四′―ジアミノジフェニルメタンの量の測定については、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）

別表第四（第三十九条関係）

業務	項目
（略）	
三・三′―ジクロロ―四・四′―ジアミノジフェニルメタン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	一・二　（略）
（略）	

（二十六）

別表第五（第三十九条関係）

一～六の三　（略）

七　三・三′―ジクロロ―四・四′―ジアミノジフェニルメタンを含有する製剤その他の物。ただし、三・三′―ジクロロ―四・四′―ジアミノジフェニルメタンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

七の二～十六　（略）